

園芸施設共済



収入保険との関連

園芸施設共済 + **収入保険** で手厚い補償を

青色申告をされている方は**収入保険**へ加入のご検討を！

園芸施設共済のうち施設（ハウス本体や附帯施設等）を対象とする補償については、収入保険と同時に加入することは可能ですが、“施設内農作物”を対象とする補償については、収入保険と重複して加入することはできませんので、収入保険の加入を検討されている方はご注意願います。

園芸施設共済への加入

所有または管理するハウスの合計面積が**1アール以上**（ガラス室は0.5アール以上）であれば加入できます。なお、他の共済目的で組合員になっている方は設置面積にかかわらず加入できます。

ハウスが複数ある場合は、その全てを加入することが必要です。（ただし、耐用年数を2.5倍以上経過したハウスや、他保険に加入済のハウスについては加入から除外することができます。）



園芸施設共済の対象

特定園芸施設への加入を基本に、それぞれのオプションを組み合わせることで加入することができます。

特定園芸施設 (本体+被覆材)	内部で農作物を栽培するための、プラスチックハウス、ガラス室、雨よけ施設、多目的ネットハウス	施設内農作物	施設内で栽培されている果菜、葉菜、花卉の生産費用 施設内農作物の加入は次の2とおりの加入を選択できます。 <input type="radio"/> 自然災害と病虫害を対象 <input type="radio"/> 自然災害のみ（病虫害事故除外）を対象
撤去費用	ハウス本体・附帯施設の解体や廃材の撤去・処分に要する費用	附帯施設	暖房施設、換気施設、かん水施設、自動制御施設、カーテン設備、養液栽培施設、くるくる巻上機 など
復旧費用	復旧を条件に、新築時の最大8割まで補償時間の経過とともに資産価値が減少する減価償却を補てんする特約	(例) 15日に共済掛金の払込みを受けた場合、責任開始は21日からとなります。	

施設内農作物

ご加入できる施設内農作物は以下の通りです。

葉菜類：ホウレンソウ、コマツナ、シュンギク

果菜類：キュウリ、トマト、ナス、スイカ、メロン、イチゴ

花卉類：バラ、カーネーション、スイートピー、ガーベラ、フリージア、シクラメン、プリムラ類、シネリリア、ペコニア類、洋ラン、クンシラン、ポトス、シダ類、ゴムノキ、アナナス

撤去費用

被災施設を撤去した場合

①施設本体(軟質・硬質・アクリル板等の被覆材を除く)の損害割合が50%(ガラス室は35%)を超える損害

②本体撤去費の撤去業者の領収書等の金額が100万円を超える損害

のいずれかに該当する場合、本体撤去費(本体の養生費、解体費、基礎撤去費の取り壊し費用等)の領収書等を基に支払います。撤去の期限は特別な事情の無い限り事故発生から1年以内です。(施設内農作物は対象外です。)

復旧費用

施設本体及び附帯施設を復旧した場合に、復旧費の領収書等(軟質・硬質・アクリル板等の被覆材を除く)を基に支払います。復旧の期限は特別な事情の無い限り事故発生から1年以内です。(施設内農作物、撤去費用は対象外です。)

共済責任期間(補償期間)

〈新規ご加入者〉 毎月11日、21日及び末日(ただし、末日が31日でない月にあつては翌月1日)のうち、共済掛金の払込みを受けた日の後、最初に到来する上記の日から1年間です。(未被覆期間も含む)

〈継続加入者〉 責任期間満了の翌日から1年間です。

※条件により短期加入可能

- ①共済責任期間の始期又は終期を統一する場合
- ②当該特定園芸施設の施設本体の設置期間が周年でない場合
- ③農業用ハウスの増改築等に伴い当該ハウスに係る共済関係を新たに成立させる場合

この場合、掛金は共済責任期間の月数に応じて算定した額となります。

						責任開始日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

(例) 15日に共済掛金の払込みを受けた場合、責任開始は21日からとなります。

支払の対象となる災害（共済事故）

風害 	水害 	ひょう害・雪害 	地震・噴火 	火災・破裂および爆発
車両の飛び込み 	鳥獣害 	病虫害 	(1) 風水害、ひょう害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害 (2) 火災 (3) 破裂及び爆発 (4) 航空機の墜落及び接触並びに航空機からの物体の落下 (5) 車両及びその積載物の衝突及び接触 (6) 鳥獣害 (7) 病虫害（施設内農作物に加入の場合）	

補償される金額（共済金額）

補償割合（付保割合）を**最低40%から最高100%**の範囲で選択できます。

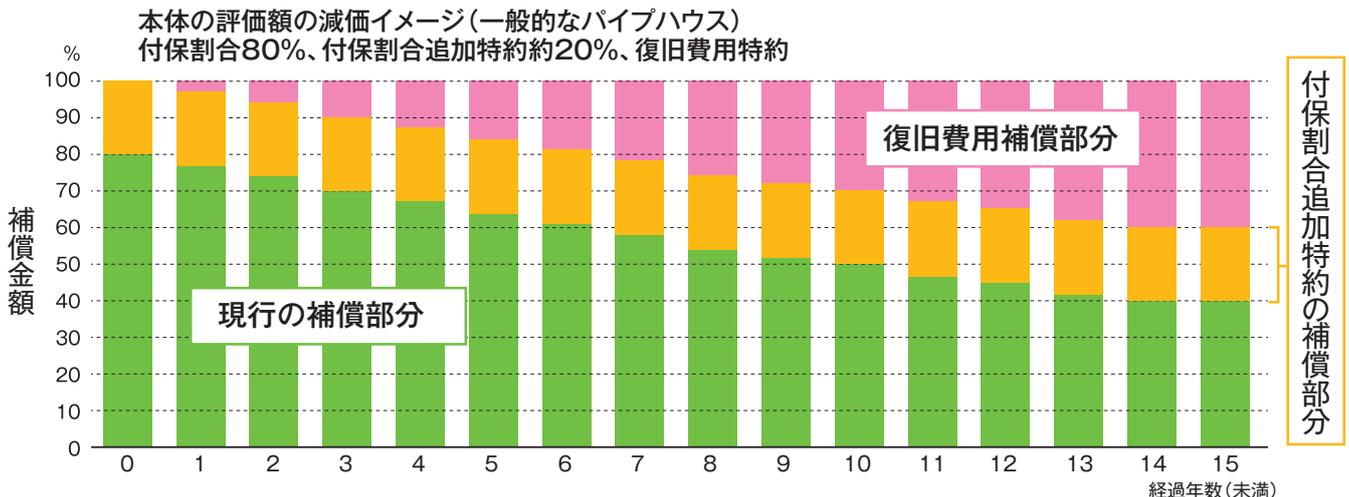
共済価額	ハウス本体	の時価額	共済金額	ハウス本体	の補償額
	被覆材	の時価額		被覆材	の補償額
	附帯施設	の時価額		附帯施設	の補償額
	施設内農作物	の価額		施設内農作物	の補償額
	撤去費用	の価額		撤去費用	の補償額
	復旧費用	の価額		復旧費用	の補償額

補償割合（付保割合）最高100%まで

付保割合追加特約

補償の基礎となる共済価額は減価割合を反映した時価額です。付保割合とは、ハウスの評価額に対して、NOSAIが補償する割合のことです。付保割合80%を選択している方は、追加で20%を上乗せすることで、付保割合を100%まで引上げられる特約になります。（共済金額の10%または20%の補償が選択可能です。）

- ※付保割合追加特約は掛金の国の負担がありません。
- ※施設内農作物は付保割合追加特約の対象外です。



掛金

組合員負担額
合計掛金

=

共済金額

×

危険段階別共済掛金率

×

$\frac{1}{2}$

+

賦課金

ポイント
1

掛金の半分を国が負担します。(共済金額の合計が1億6,000万円まで)

※復旧費用・小損害不填補1万円特約は掛金の国の負担がありません。

ポイント
2

組合員負担額合計掛金は税金の控除対象となります。

ポイント
3

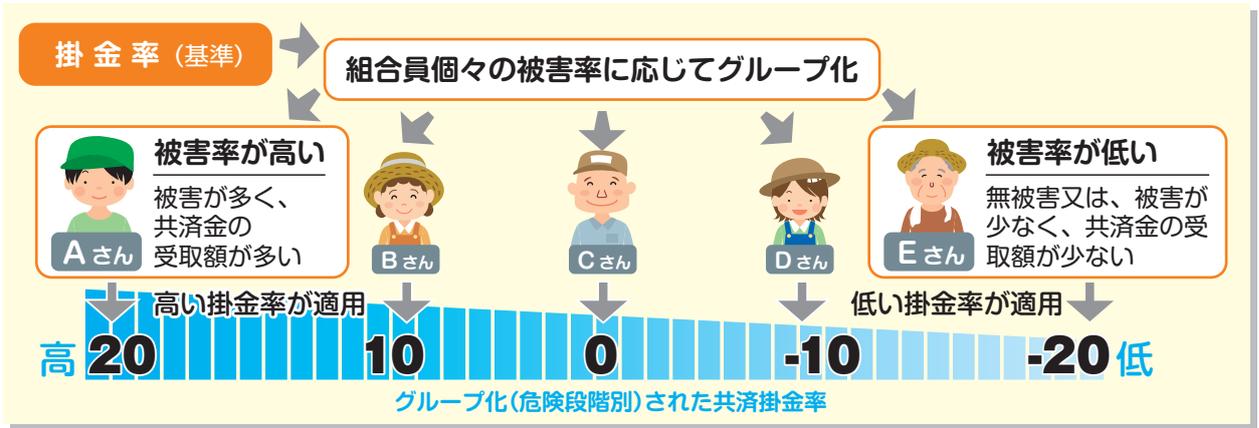
危険段階別共済掛金率を導入しています。

過去の被害率によって組合員または施設区分ごとに掛金率を設定しています。

ポイント
4

農業者の掛金負担を軽減する観点から、掛金の分納(2回、12回)が選択できます。

共済責任開始前とその6か月後の2回、組合員のニーズに合わせて、組合が必要と認める場合には、12回の回数を加えることができます。



共済金の計算方法

1事故1棟ごとに、損害額が選択した小損害不填補の基準を超えたときに共済金をお支払いします。

選択できる共済金支払の
対象となる基準

- ① 損害額が 1万円を超える場合 (令和2年9月から適用)
- ② 損害額が 3万円又は共済価額の5%のいずれかを超える場合
- ③ 損害額が 10万円を超える場合
- ④ 損害額が 20万円を超える場合
- ⑤ 損害額が 50万円を超える場合 (令和元年9月から適用)
- ⑥ 損害額が100万円を超える場合 (令和元年9月から適用)

共済金

=

損害額

×

共済金額
共済価額

※第三者行為による賠償金やハウスの残存物価額がある場合は、損害額からこれらの金額を控除した金額が損害額になります。

損害額

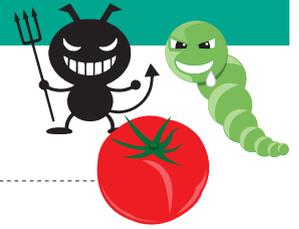
…損害額は、損害評価の結果算定される次の金額の合計額です。

損害額	ハウス本体の時価額	×	損害割合	
	被覆材の時価額	×	損害割合	× (100% - 自然消耗割合)
	附属施設の修繕費	×	時価現有率	
	施設内農作物の価額	×	損害割合	× (100% - 分割割合)
	撤去費用の価額	×	損害割合	
	復旧費用の価額	×	損害割合	

※分割割合は病虫害に適用します。

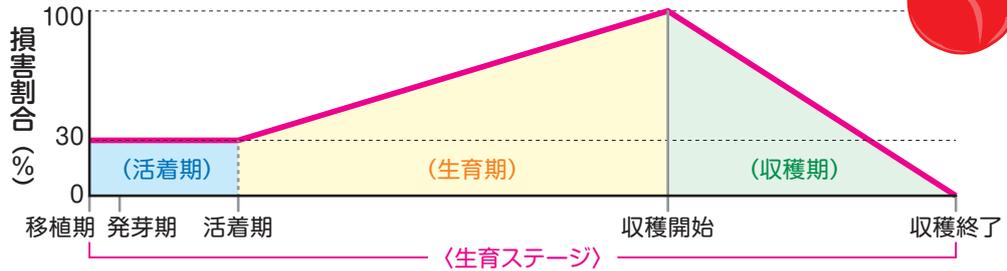
※他の保険・共済契約がある場合…複数の「保険・共済」(以下「共済等」という。)と契約がされている共済の目的に損害があった場合、それぞれの共済等から「保険金・共済金」(以下「共済金等」という。)が支払われますが、支払われる共済金等の合計額が損害の額を超えてお支払いすることはできません。そのため、共済金等のお支払いはそれぞれの共済等の契約先どうして、合計の共済金が損害額と一致するように調整分担をして支払うこととなっています。

施設内農作物の損害評価方法



損害割合の算出は、生育ステージを考慮した既経過日数割合と
 損傷程度別による損害程度割合及び栽培割合によって算出します。

損害割合算出方法
 概念図



損害割合は、
 次のように
 算出されます。

活着期の場合 (全損の場合のみ)

$$30\% \times \text{栽培割合}$$

生育期の場合

$$(30\% + 70\% \times \frac{\text{生育経過日数}}{\text{標準生育日数}}) \times \text{損害程度割合} \times \text{栽培割合}$$

**収穫期の
 場合**

**野菜・花き類
 の場合**

$$(100\% - 100\% \times \frac{\text{既収穫日数}}{\text{標準収穫日数}}) \times \text{損害程度割合} \times \text{栽培割合}$$

鉢物類の場合

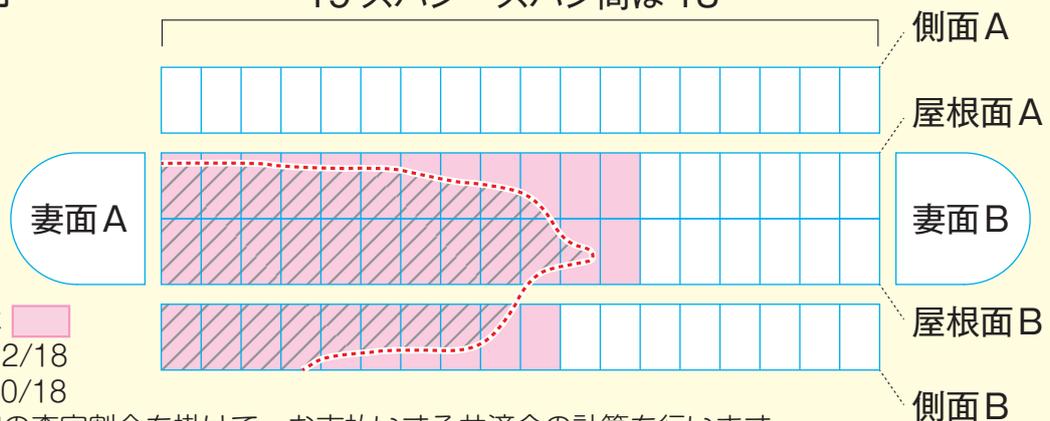
$$(100\% \times \frac{(\text{総鉢数} - \text{出荷鉢数})}{\text{総鉢数}}) \times \text{損害程度割合} \times \text{栽培割合}$$

- ①標準生育日数、標準収穫日数は施設内農作物の種類ごとに栽培実態に応じて基準が設定されています。
 標準生育日数とは、活着した時から収穫開始直前までの日数をいい、標準収穫日数とは、通常の肥培管理をした場合の
 収穫開始から収穫完了までの日数をいいます。
- ②損害程度割合は、損傷の程度により20%刻みで割合を設定しています。
- ③栽培割合は施設園芸用の施設の設置面積に対しての施設内農作物の栽培面積をいいます。
 ※病虫害事故は分割割合が適用となります。
 ※病虫害事故の分割割合は農作物及び病虫害の種類ごとに、分割割合が30%、50%、70%と設定されています。

パイプハウス・プラスチックフィルムの損害評価例

損害評価例

19 スパン スパン間は 18



損害の査定は
 屋根AB面=12/18
 側面=10/18

評価額に上記の査定割合を掛けて、お支払いする共済金の計算を行います。

- ▲上図の の内側が被害を受けた場合、 を被害部分として評価します。
 また、共済責任開始日からの経過月数に応じた自然消耗割合が適用されます。
 ※ただし、被覆材の経過年数が耐用年数を経過している場合、自然消耗割合を適用しません。

被覆材の破損(本体の損壊)割合に応じて損害額が算定されます。

時価額に対する補償ですので **損害額 = 修理費(見積書等の額)** とはなりません。

特定園芸施設及び附帯施設の時価現有率表

施設区分 経過年数	ガラス室		プラスチックハウス							附帯施設
	I類 木造 10型	II類 鉄骨 20型	I類 木竹 30型	II類 パイプ 40・80型	III類 鉄骨下 50・80型	IV類 鉄骨中 61・62型	V類 鉄骨上 70型	VI類 多目的ネット 90型		
1年未満	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
1年以上 2年未満	90%	96%	90%	95%	96%	96%	96%	96%	96%	93%
2年以上 3年未満	80%	92%	80%	90%	92%	92%	92%	92%	92%	86%
3年以上 4年未満	70%	88%	70%	85%	88%	88%	88%	88%	88%	79%
4年以上 5年未満	60%	84%	60%	80%	84%	84%	84%	84%	84%	72%
5年以上 6年未満	50%	80%	50%	75%	80%	80%	80%	80%	80%	65%
6年以上 7年未満	以下同じ	76%	以下同じ	70%	76%	76%	76%	76%	76%	58%
7年以上 8年未満		72%		65%	72%	72%	72%	72%	72%	50%
8年以上 9年未満		68%		60%	68%	68%	68%	68%	68%	以下同じ
9年以上 10年未満		65%		55%	65%	65%	65%	65%	65%	
10年以上 11年未満		62%		50%	62%	62%	62%	62%	62%	
11年以上 12年未満		59%		以下同じ	59%	59%	59%	59%	59%	
12年以上 13年未満		56%			56%	56%	56%	56%	56%	
13年以上 14年未満		53%			53%	53%	53%	53%	53%	
14年以上		50%			50%	50%	50%	50%	50%	

復旧費用における時価現有率に応じた率表

施設区分 経過年数	ガラス室		プラスチックハウス							附帯施設
	I類 木造 10型	II類 鉄骨 20型	I類 木竹 30型	II類 パイプ 40・80型	III類 鉄骨下 50・80型	IV類 鉄骨中 61・62型	V類 鉄骨上 70型	VI類 多目的ネット 90型		
1年未満	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
1年以上 2年未満	10%	4%	10%	5%	4%	4%	4%	4%	4%	7%
2年以上 3年未満	20%	8%	20%	10%	8%	8%	8%	8%	8%	14%
3年以上 4年未満	30%	12%	30%	15%	12%	12%	12%	12%	12%	21%
4年以上 5年未満	40%	16%	40%	20%	16%	16%	16%	16%	16%	28%
5年以上 6年未満	25%	20%	25%	25%	20%	20%	20%	20%	20%	35%
6年以上 7年未満	以下同じ	24%	以下同じ	30%	24%	24%	24%	24%	24%	42%
7年以上 8年未満		28%		35%	28%	28%	28%	28%	28%	25%
8年以上 9年未満		32%		40%	32%	32%	32%	32%	32%	以下同じ
9年以上 10年未満		35%		45%	35%	35%	35%	35%	35%	
10年以上 11年未満		38%		25%	38%	38%	38%	38%	38%	
11年以上 12年未満		41%		以下同じ	41%	41%	41%	41%	41%	
12年以上 13年未満		44%			44%	44%	44%	44%	44%	
13年以上 14年未満		47%			47%	47%	47%	47%	47%	
14年以上		25%			25%	25%	25%	25%	25%	

プラスチックフィルム等の被覆経過割合表

一般軟質フィルム

(農ビ・一般農PO)

被覆経過年数	経過割合
1年未満	100%
1年以上 2年未満	50%
2年以上	25%

耐久性軟質フィルム

(耐久農ビ・耐久農PO)

被覆経過年数	経過割合
1年未満	100%
1年以上 2年未満	71%
2年以上 3年未満	50%
3年以上 4年未満	35%
4年以上	25%

(被覆経過年数10年)

耐久性硬質フィルム

(シックスライト・エフグリーン等)

被覆経過年数	経過割合
1年未満	100%
1年以上 2年未満	79%
2年以上 3年未満	63%
3年以上 4年未満	50%
4年以上 5年未満	40%
5年以上 6年未満	31%
6年以上	25%

(被覆経過年数10年・15年・17年・20年)

耐久性合成樹脂板

(アクリル板)

被覆経過年数	経過割合
1年未満	100%
1年以上 2年未満	84%
2年以上 3年未満	71%
3年以上 4年未満	60%
4年以上 5年未満	50%
5年以上 6年未満	42%
6年以上 7年未満	35%
7年以上 8年未満	30%
8年以上	25%

プラスチックフィルム等の自然消耗割合

- 被害の発生時期により自然消耗割合が適用されます。
- ※被覆材の経過年数が耐用年数を経過している場合、自然消耗割合を適用しないようになります。
- 共済責任期間開始の時に未被覆の場合は、最初の被覆開始日から自然消耗割合が適用されます。

一般軟質フィルム (農ビ・一般農PO)

自然消耗割合	適用経過月
0%	共済責任開始日から3ヶ月まで
12%	共済責任開始日以後4ヶ月から6ヶ月まで
25%	共済責任開始日以後7ヶ月から9ヶ月まで
37%	共済責任開始日以後10ヶ月から12ヶ月まで

耐久性軟質フィルム (耐久農ビ・耐久農PO)

自然消耗割合	適用経過月
0%	共済責任開始日から6ヶ月まで
14%	共済責任開始日以後7ヶ月から12ヶ月まで

100m² 当たりの共済金額と組合員負担掛金の目安

●時価現有率100%・被覆経過割合100%・危険段階区分0・付保割合80%・付保割合追加特約20%・責任期間12ヶ月の場合

※共済金額及び組合員負担掛金は、特定園芸施設の経過年数や被覆材等により変わります。

※賦課金（共済金額1万円当たり6円～15円）

ガラスⅡ類

ガラス/鉄骨 型式 20-7

補償範囲 本体のみ

共済金額	掛金	1,359円
2,275,000円	賦課金	1,365円
	合計	2,724円

プラスチックⅡ類

軟質フィルム(2543)/パイプ 型式 40-1

補償範囲 本体+被覆材

共済金額	掛金	8,819円
514,100円	賦課金	771円
	合計	9,590円

プラスチックⅢ類

軟質フィルム(2543)/鉄骨 型式 50-2

補償範囲 本体+被覆材

共済金額	掛金	6,187円
717,400円	賦課金	1,076円
	合計	7,263円

プラスチックⅣ類 甲

軟質フィルム(2543)/鉄骨 型式 61-3

補償範囲 本体+被覆材

共済金額	掛金	2,842円
1,694,500円	賦課金	2,541円
	合計	5,383円

プラスチックⅣ類 乙

硬質フィルム(3912)/鉄骨 型式 62-3

補償範囲 本体+被覆材

共済金額	掛金	2,151円
2,058,950円	賦課金	3,088円
	合計	5,239円

プラスチックⅤ類

合成樹脂(6112)/鉄骨 型式 70-2

補償範囲 本体+被覆材

共済金額	掛金	6,367円
3,009,200円	賦課金	2,407円
	合計	8,774円

プラスチックⅥ類 雨よけ

軟質フィルム(2543)/鉄骨 型式 80-3

補償範囲 本体+被覆材

共済金額	掛金	5,498円
457,400円	賦課金	686円
	合計	6,184円

プラスチックⅥ類 雨よけ

寒冷紗(8115)/鉄骨 型式 80-21

補償範囲 本体+被覆材

共済金額	掛金	5,183円
431,242円	賦課金	646円
	合計	5,829円

プラスチックⅦ類 多目的ネット

多目的ネット(8612)/鉄骨 型式 90-1

補償範囲 本体+被覆材

共済金額	掛金	1,219円
76,538円	賦課金	114円
	合計	1,333円

こんな時は共済金は支払われません

- 戦争や変乱によって生じた損害
- 被覆材の自然消耗、施設の瑕疵及び故障による損害
- 加入者（同一世帯に属する親族を含む）の故意又は重大な過失、法令違反による損害
- 植物防疫法の規定違反による損害
- 生理障害又は薬害による損害
- 損害防止にかかった費用
- 通常行うべき管理又は損害防止の義務を怠ったとき。
- 損害発生の通知の怠り又は不実の通知をしたとき。
- 正当な理由がなく、被害確認に係る書類の提出を拒み、又は提出した書類について故意に不実の通知をしたとき。
- 加入申込みの内容について、不実の通知をしたとき。
- 1事故1棟ごとに損害額が選択した小損害不填補の基準を超えない損害
- 盗難による損害（いたずら等の人為的損害を含む）

共済金お支払いまでの流れ

加入者

●事故発生の通知

ご加入しているハウスに損害が発生した場合、施設内農作物に病虫害の徴候が現れたときには、速やかに所管区域のNOSAIにご連絡ください。

※被害発生の通知がない場合や遅れた場合には、共済金の一部または全部について支払ができない場合があります。



NOSAI

●損害評価

被害に遭われたハウスの写真をとらせていただきます。

※被害確認が済む前にビニールやパイプ等を取り替えた場合、被害の確認ができるように被害ビニール・パイプ等は、必ず圃場に残留しておいてください。他の保険等に加入がある場合はお知らせください。

●損害額の認定

損害評価に基づき、NOSAI 職員が損害評価書を作成し、共済金の支払い額を算出します。

※時価額に対する補償ですので業者の見積等の額とはなりません。

共済金のお支払い

ハウスに異動（譲渡、移転、解体、増改築、構造又は材質の変更、共済事故以外の原因による破損又は滅失）がある場合や、被覆期間の変更、他の保険への加入、施設内農作物の種類又は栽培期間の変更をしたときは、ご連絡ください。

お問い合わせは、神奈川県農業共済組合へ

■本所

〒259-1141 伊勢原市上粕屋43-2
TEL：0463-94-3211 FAX：0463-92-5830
✉：nosai-14@poppy.ocn.ne.jp

所管区域

横浜市・川崎市・横須賀市・葉山町・三浦市・逗子市・鎌倉市・藤沢市・茅ヶ崎市・大和市・寒川町・海老名市・綾瀬市・厚木市・座間市・愛川町・清川村・平塚市・伊勢原市

■西部支所

〒250-0865 小田原市蓮正寺313-1
TEL：0465-27-0138 FAX：0465-27-0131
✉：nosai-seibu@forest.ocn.ne.jp

所管区域

秦野市・大磯町・二宮町・小田原市・真鶴町・湯河原町・南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町

■北部出張所

〒252-0157 相模原市緑区中野1681-1
TEL：042-784-8500 FAX：042-784-6180
✉：nosai-hokubu@soleil.ocn.ne.jp

所管区域

相模原市



QRコードを読み取るとNOSAI神奈川のホームページへ移動できます。

NOSAI 神奈川

検索